

地域活性化に関する包括連携協定書

嘉麻市（以下「甲」という。）と中央福岡ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は次のとおり地域活性化に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携による取組を推進し、相互が発展することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の事項において連携する。

- (1) 健康増進・教育の充実に関するこ
- (2) スポーツ・文化の振興に関するこ
- (3) 安全・安心な暮らしに関するこ
- (4) 災害時における物資の優先供給に関するこ
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組を効果的に実施するため、必要に応じて具体的な事項等について協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙が、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は連携協力に当たり、知り得た情報について、事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

（存続期間）

第5条 本協定の存続期間は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。また、期間満了前に甲又は乙が、相手方に対し期間の延長をしない旨を書面で通知しない限り、期間を1か年延長するものとし、以降これに準ずる。

（協議事項）

第6条 地域活性化の実現において必要な資源、知見等については、甲及び乙が役割に応じて負担及び提供するものとし、本協定に定めのない事項や必要となる負担等については、その都度協議により定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和8年2月12日

甲 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

嘉麻市
市長

嘉麻市長 署名

乙 福岡県太宰府市水城 1 丁目 25 番 1 号

中央福岡ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長 中央福岡ヤクルト販売株式会社 署名